

電力供給に係る仕様書

(京都市中央卸売市場第二市場)

京都市中央卸売市場第二市場

(担当：北、岩城 電話：075-681-5791)

第 1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市中央卸売市場第二市場に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、京都市中央卸売市場第二市場をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第 43 条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第 39 条に規定する職員をいい、この契約において京都市中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第 46 条に規定する職員をいい、この契約において京都市産業観光局中央卸売市場第二市場業務課長をいう。

第 2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 対象建物 | <u>京都市中央卸売市場第二市場</u> |
| (2) 需要場所 | <u>京都市南区吉祥院石原東之口町 2 番地</u> |
| (3) 業種及び用途 | <u>中央卸売市場（高圧 BL）</u> |
| (4) 電気主任技術者 | <u>京都市産業観光局中央卸売市場第二市場職員</u> |

- 需要場所における本市受電室内の託送者による地中引込線立上り接続点(地中化)
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
 - ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
 - イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
 - ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
 - エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金(以下「電気料金」という。)の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。)の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確

実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

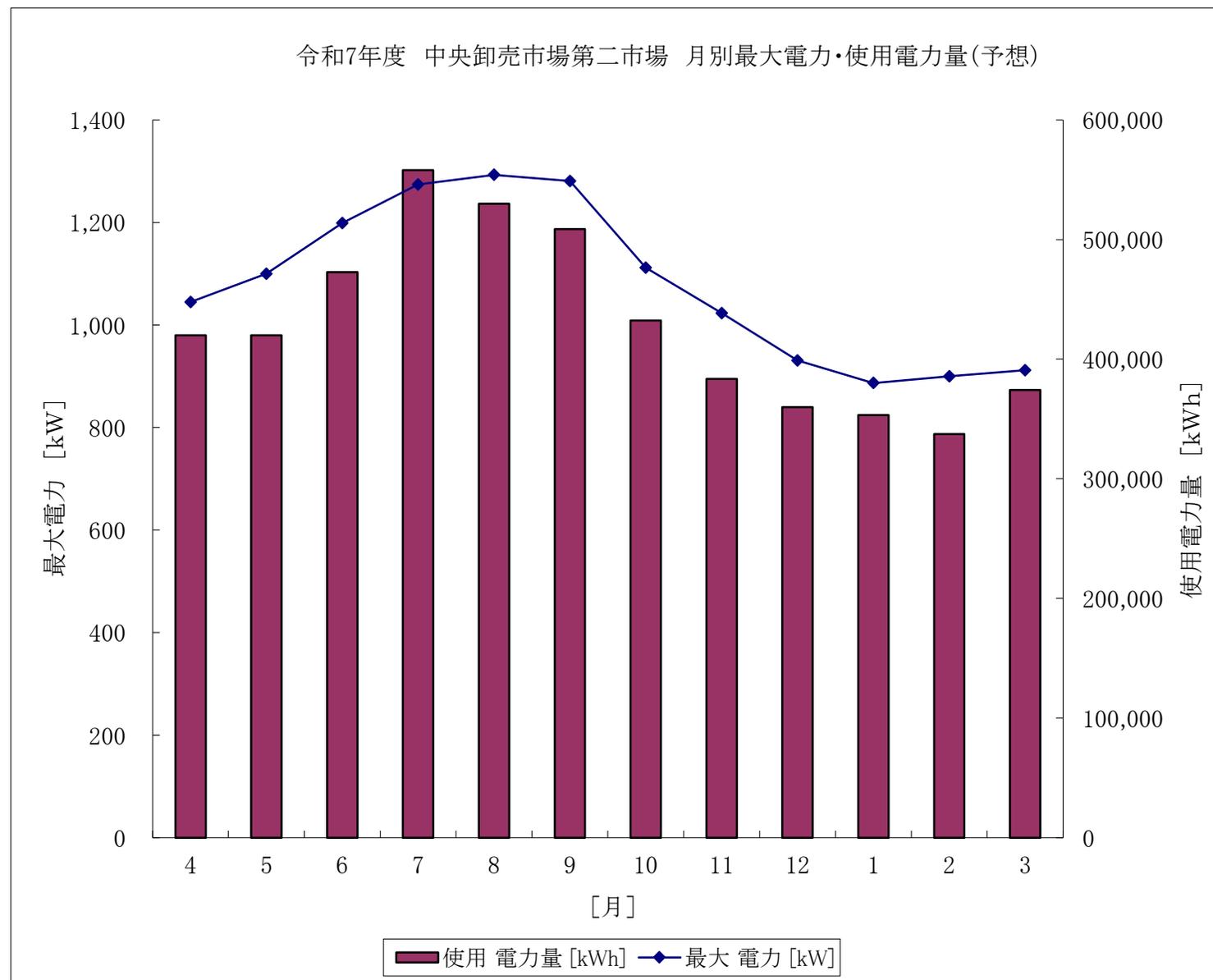
(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。(託送者区分開閉器の開閉を伴う作業)

別添資料-1

年	月	力率 [%]	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
7	4	100	1,045	419,967
7	5	100	1,100	419,962
7	6	100	1,199	472,719
7	7	100	1,274	557,972
7	8	100	1,293	529,839
7	9	100	1,281	508,814
7	10	100	1,112	432,407
7	11	100	1,023	383,455
7	12	100	931	359,850
8	1	100	887	353,217
8	2	100	900	337,376
8	3	100	912	374,151

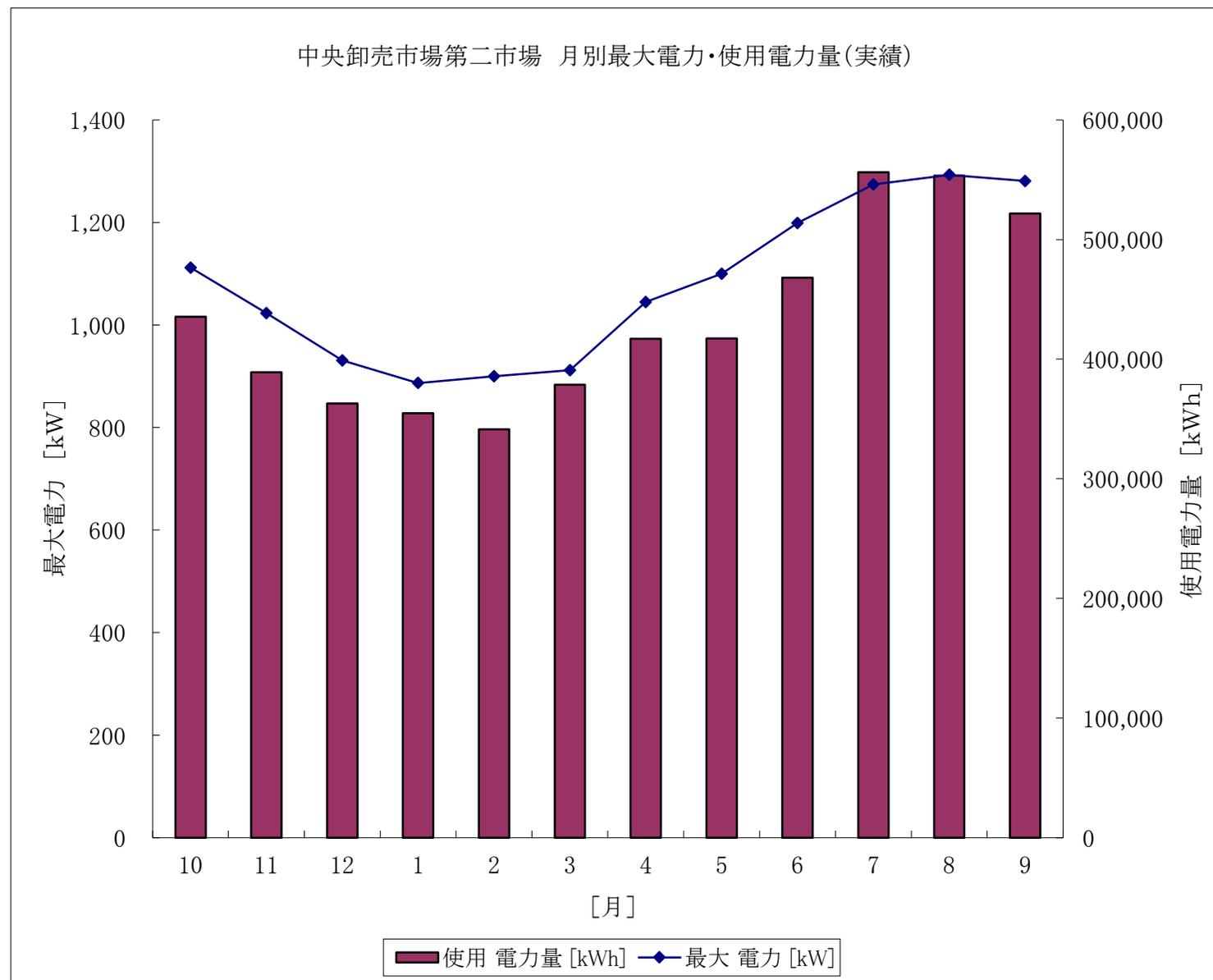
最大値	年合計
1,293	5,149,729



別添資料-2

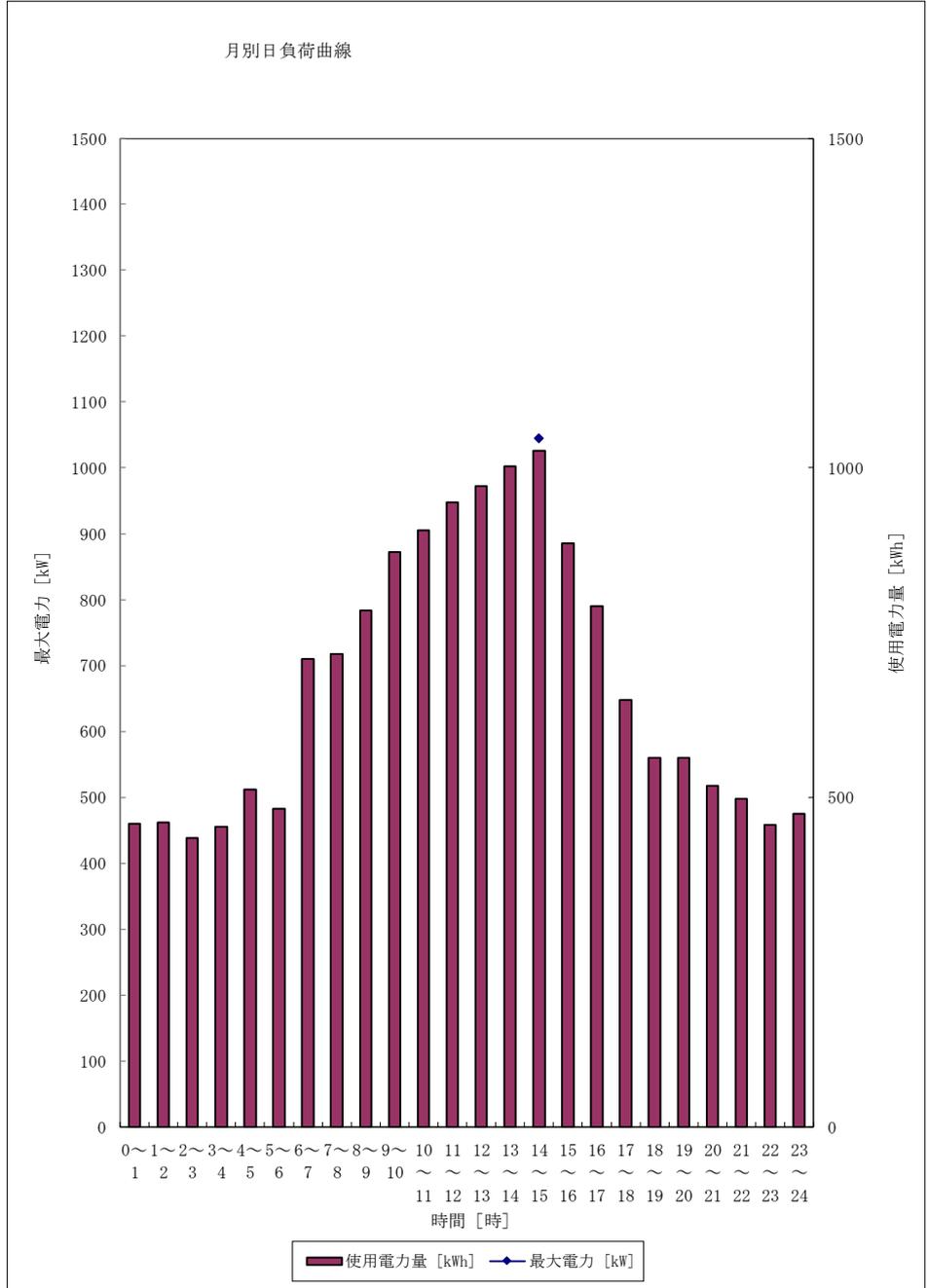
年	月	力率 [%]	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
5	10	100	1,112	435,496
5	11	100	1,023	388,972
5	12	100	931	362,979
6	1	100	887	354,770
6	2	100	900	341,454
6	3	100	912	378,746
6	4	100	1,045	417,167
6	5	100	1,100	417,262
6	6	100	1,199	468,129
6	7	100	1,274	556,157
6	8	100	1,293	553,281
6	9	100	1,281	521,782

最大値	年合計
1,293	5,196,195



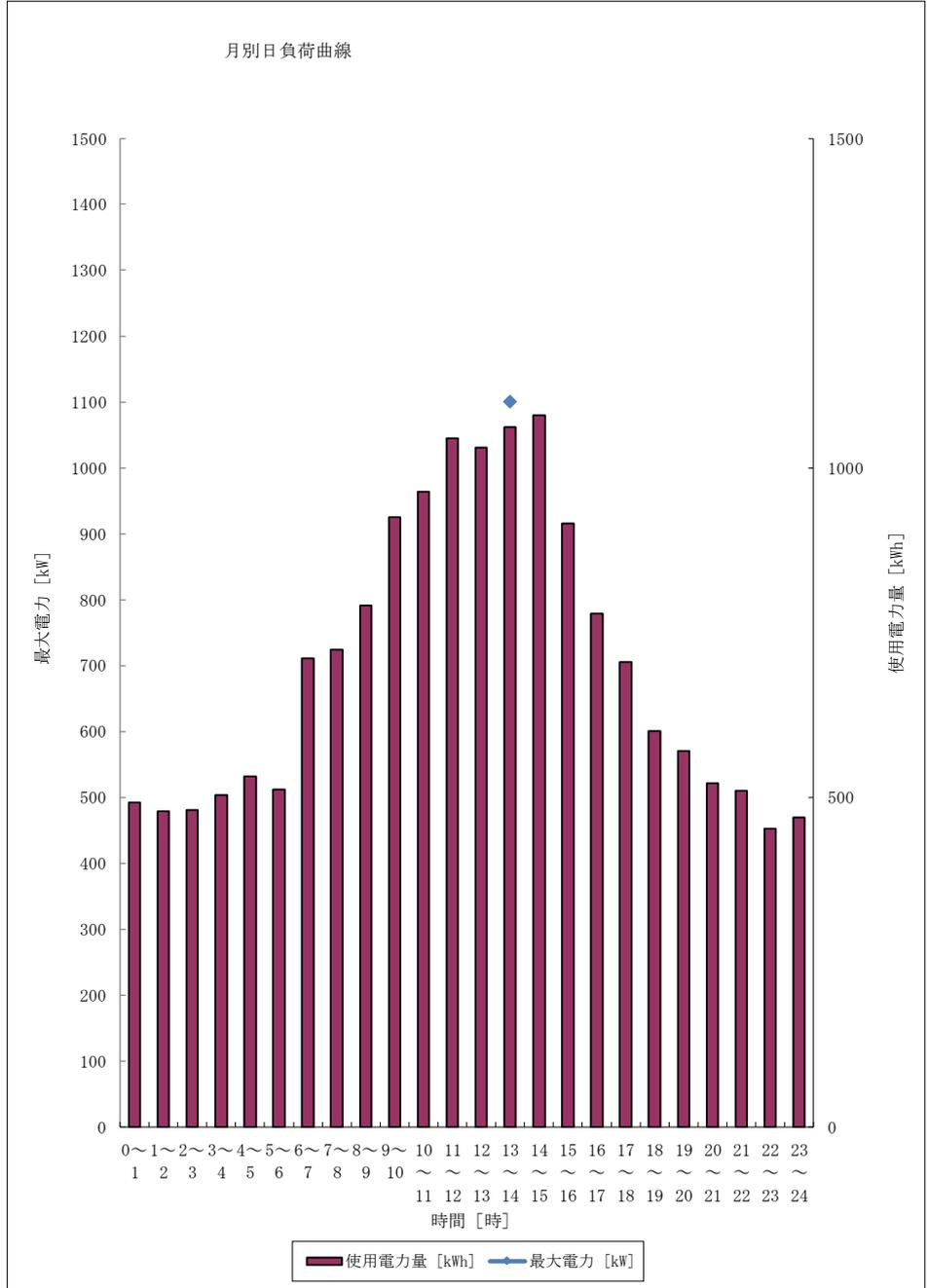
別添資料-3(直近4月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	4月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		460
1~2		462
2~3		438
3~4		455
4~5		512
5~6		483
6~7		710
7~8		718
8~9		784
9~10		872
10~11		905
11~12		948
12~13		972
13~14		1,002
14~15	1,045	1,026
15~16		885
16~17		790
17~18		648
18~19		560
19~20		560
20~21		518
21~22		498
22~23		458
23~24		475
計		16,139



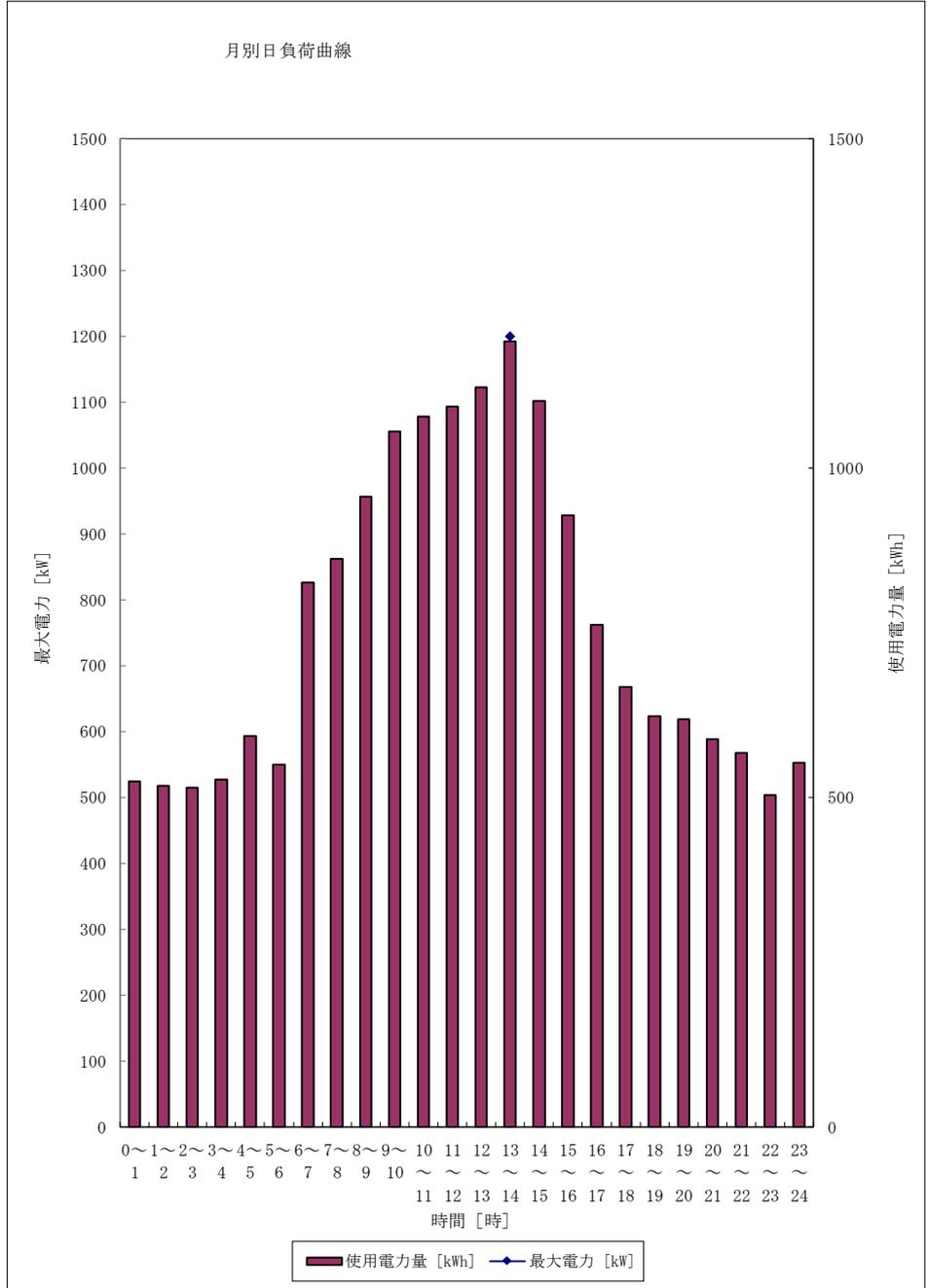
別添資料-4(直近5月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	5月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		492
1~2		479
2~3		481
3~4		504
4~5		532
5~6		512
6~7		711
7~8		724
8~9		791
9~10		925
10~11		964
11~12		1,045
12~13		1,031
13~14	1,100	1,062
14~15		1,080
15~16		916
16~17		779
17~18		705
18~19		601
19~20		571
20~21		522
21~22		510
22~23		453
23~24		470
計		16,860



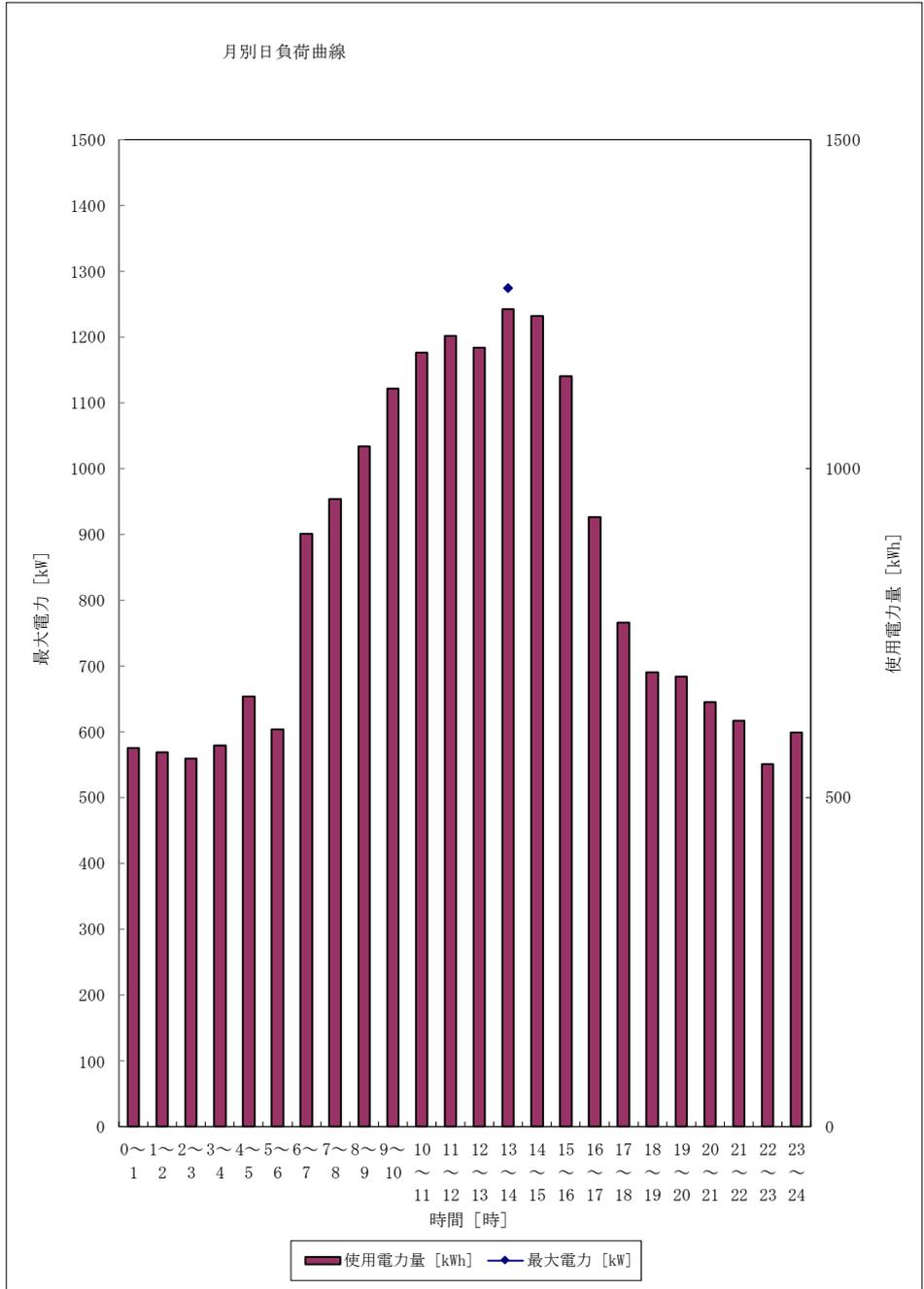
別添資料-5(直近6月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	6月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		525
1~2		518
2~3		515
3~4		527
4~5		593
5~6		550
6~7		826
7~8		862
8~9		956
9~10		1,055
10~11		1,078
11~12		1,093
12~13		1,122
13~14	1,199	1,192
14~15		1,102
15~16		928
16~17		762
17~18		668
18~19		624
19~20		619
20~21		589
21~22		568
22~23		504
23~24		553
計		18,329



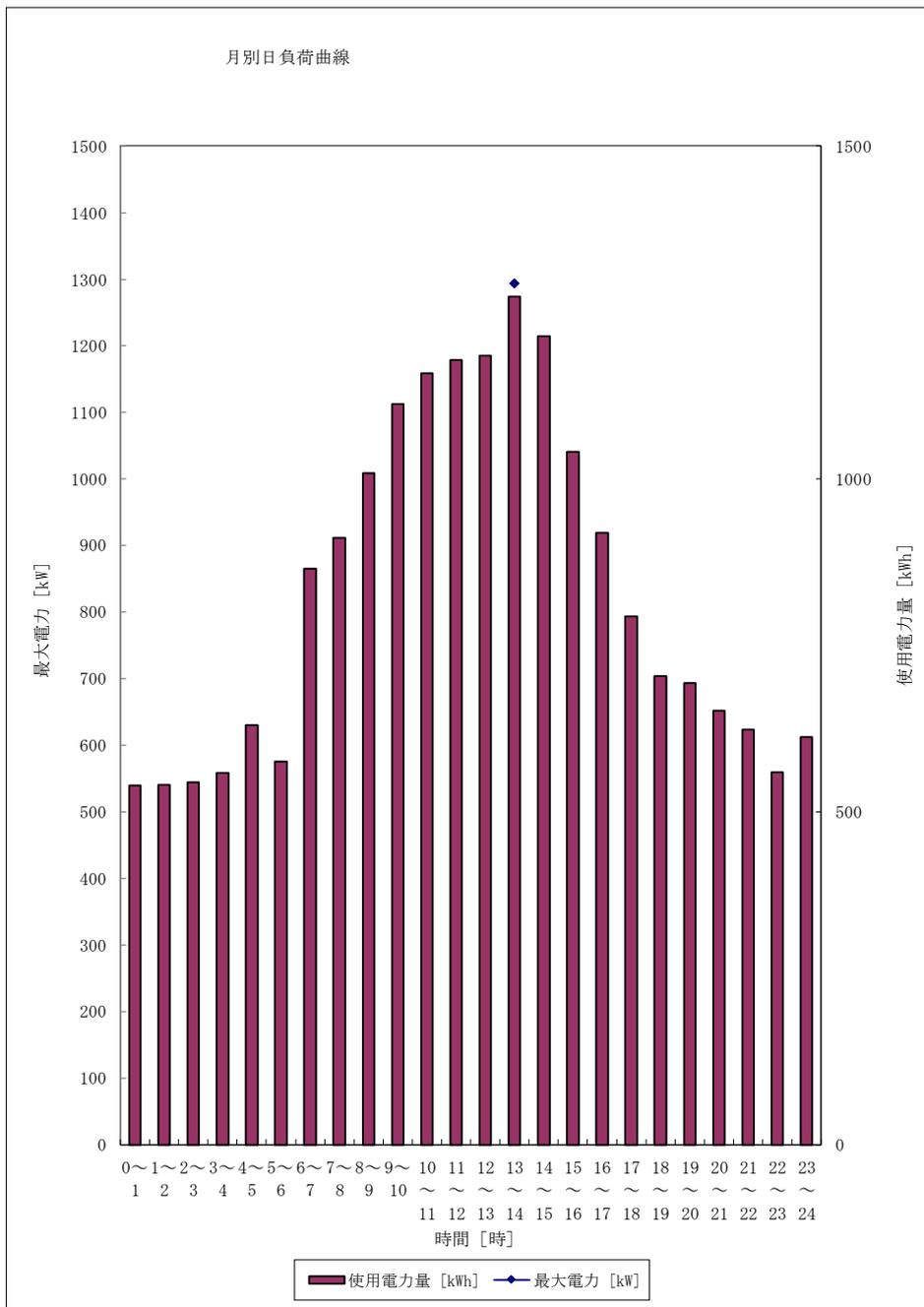
別添資料-6(直近7月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	7月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		576
1~2		569
2~3		560
3~4		579
4~5		654
5~6		604
6~7		901
7~8		954
8~9		1,034
9~10		1,122
10~11		1,176
11~12		1,202
12~13		1,184
13~14	1,274	1,242
14~15		1,232
15~16		1,140
16~17		926
17~18		766
18~19		691
19~20		684
20~21		645
21~22		617
22~23		551
23~24		599
計		20,208



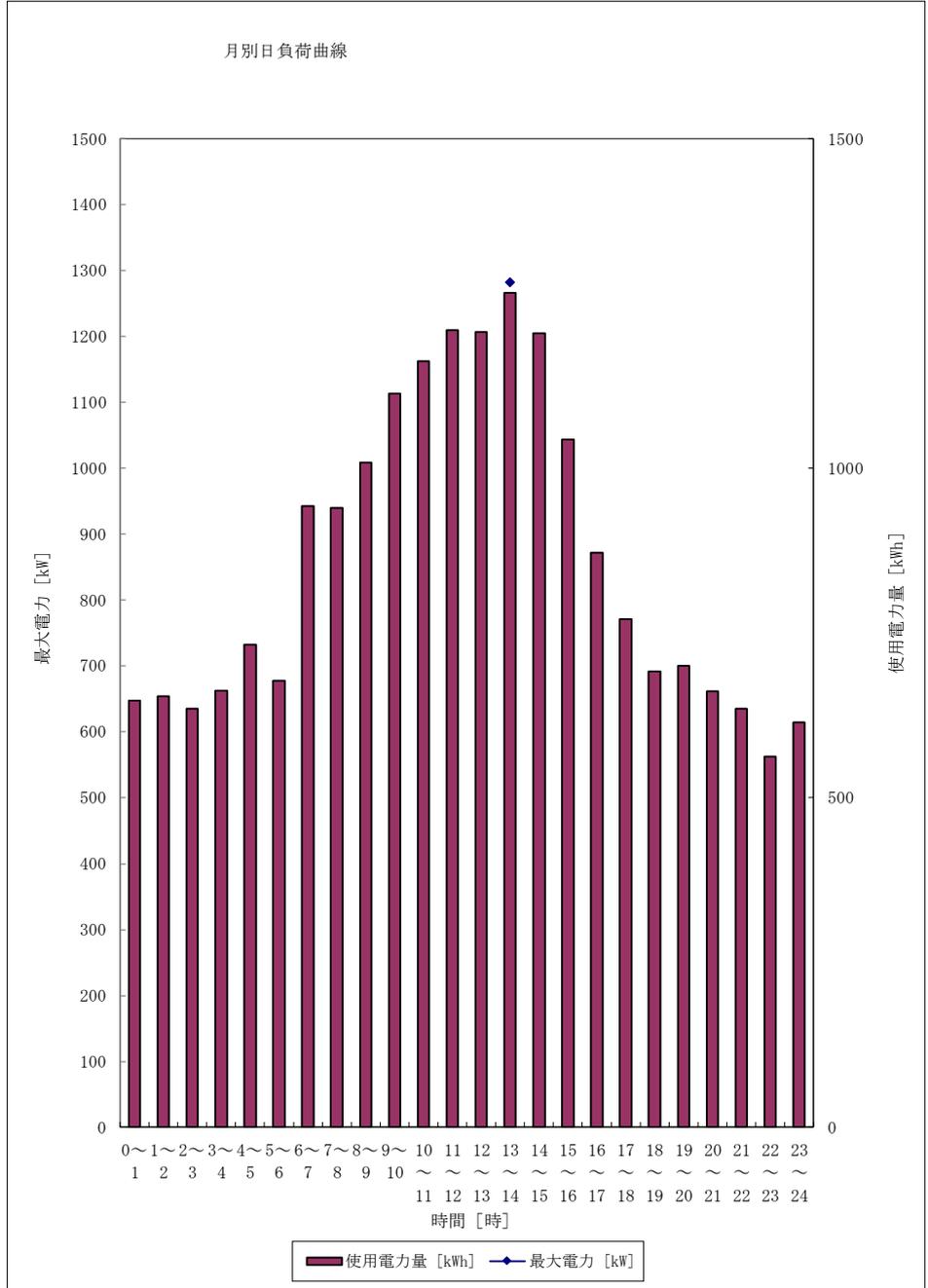
別添資料-7(直近8月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	8月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		540
1~2		541
2~3		544
3~4		559
4~5		630
5~6		576
6~7		865
7~8		912
8~9		1,009
9~10		1,113
10~11		1,159
11~12		1,179
12~13		1,185
13~14	1,293	1,274
14~15		1,215
15~16		1,041
16~17		919
17~18		794
18~19		704
19~20		694
20~21		652
21~22		624
22~23		560
23~24		612
計		19,901



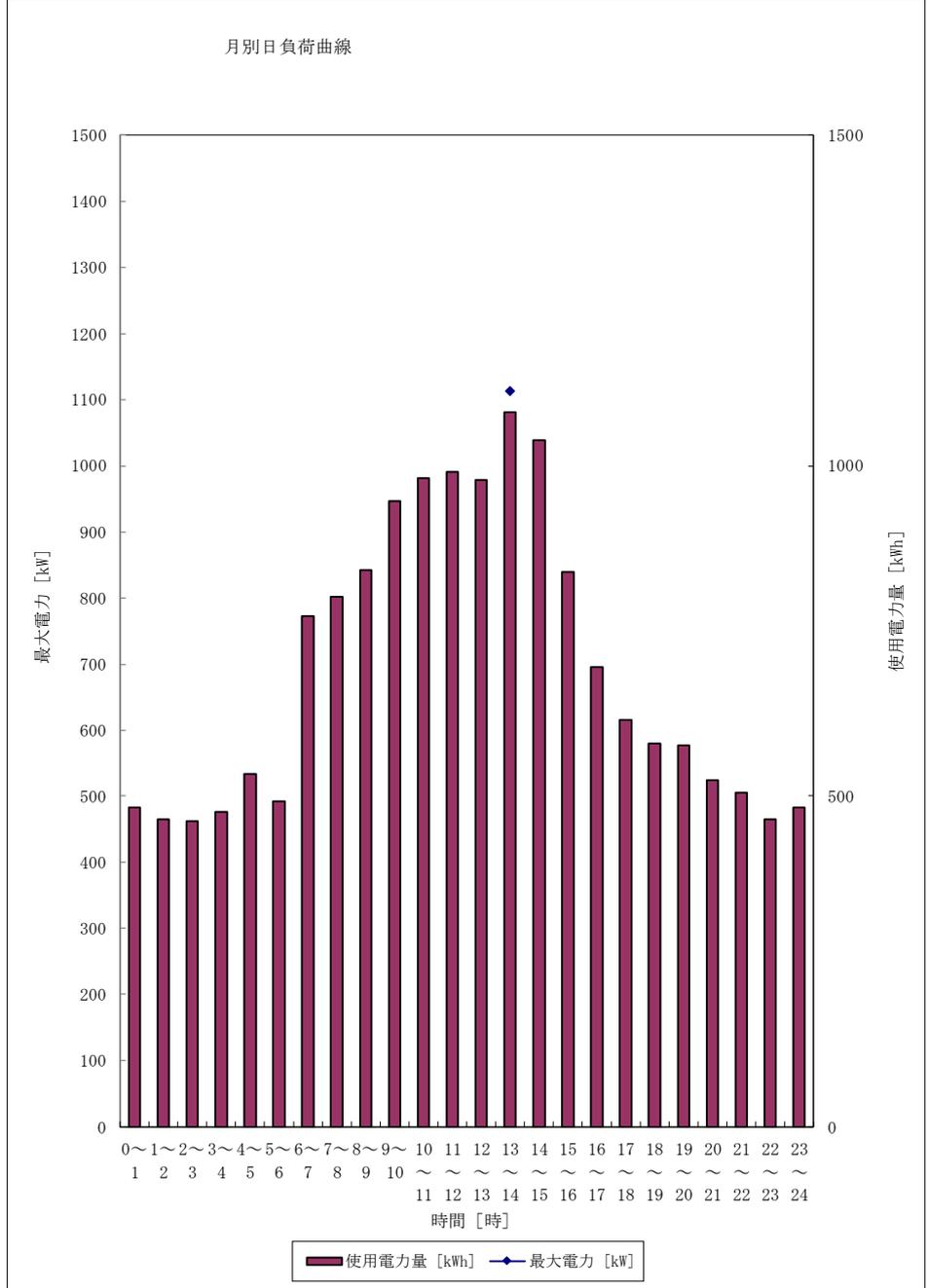
別添資料-8(直近9月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	9月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		648
1~2		654
2~3		635
3~4		663
4~5		732
5~6		678
6~7		943
7~8		940
8~9		1,009
9~10		1,113
10~11		1,162
11~12		1,210
12~13		1,207
13~14	1,281	1,266
14~15		1,205
15~16		1,044
16~17		872
17~18		771
18~19		692
19~20		700
20~21		662
21~22		635
22~23		563
23~24		615
計		20,619



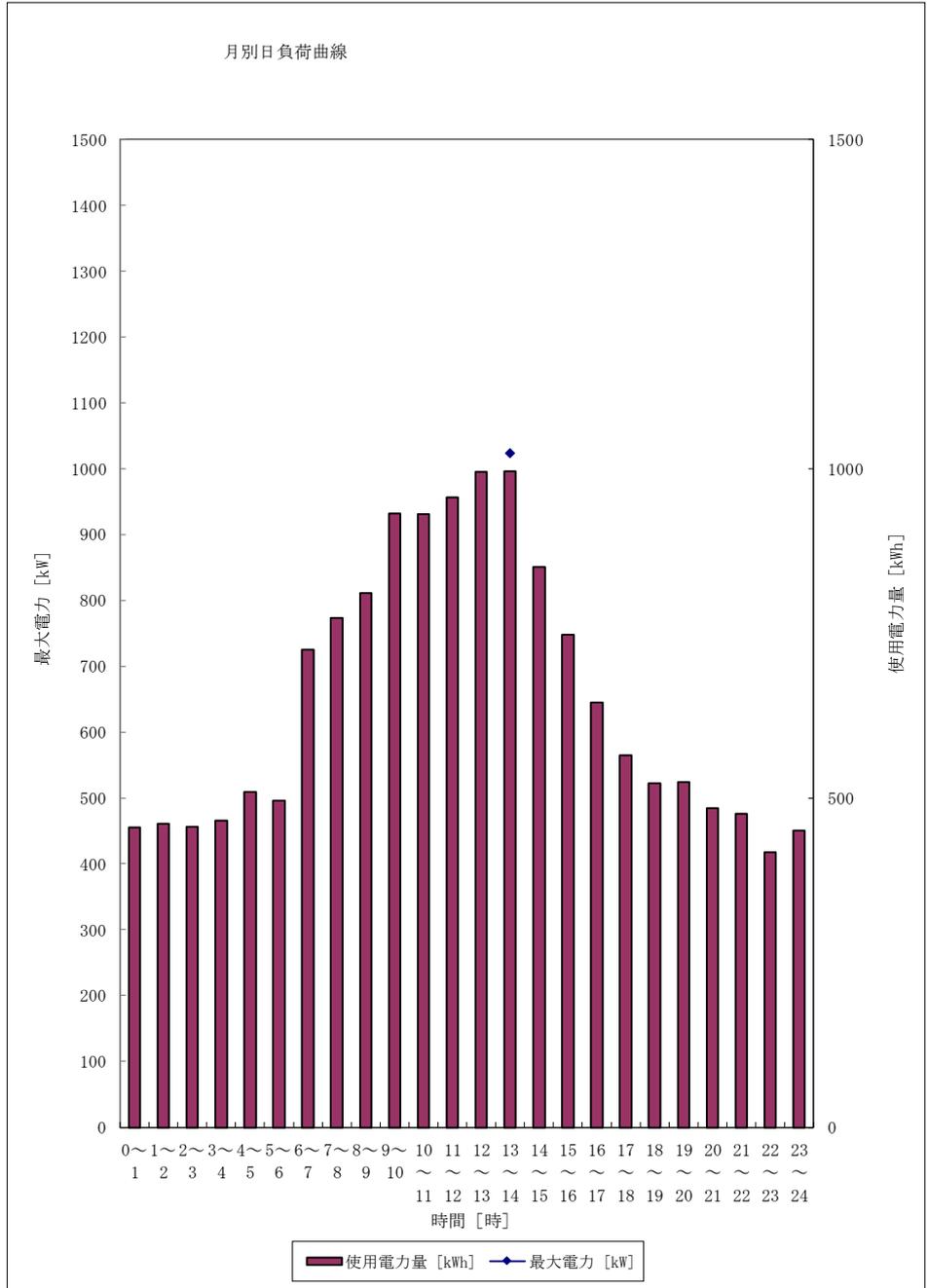
別添資料-9(直近10月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	10月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		482
1~2		465
2~3		462
3~4		476
4~5		533
5~6		492
6~7		773
7~8		802
8~9		843
9~10		947
10~11		982
11~12		991
12~13		979
13~14	1,112	1,081
14~15		1,039
15~16		840
16~17		696
17~18		616
18~19		579
19~20		576
20~21		524
21~22		505
22~23		465
23~24		482
計		16,630



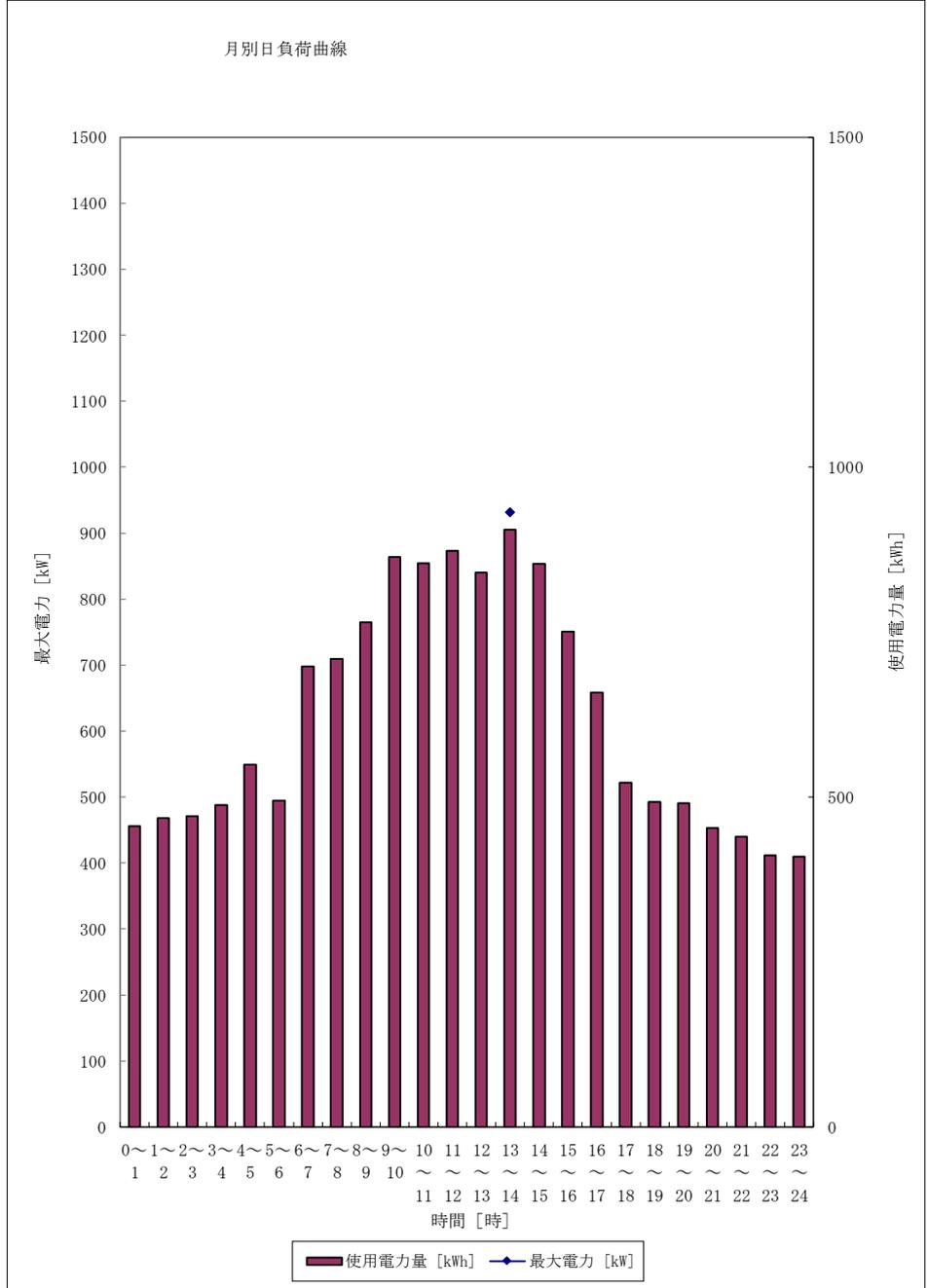
別添資料-10(直近11月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	11月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		455
1~2		461
2~3		456
3~4		466
4~5		509
5~6		496
6~7		725
7~8		773
8~9		811
9~10		932
10~11		931
11~12		956
12~13		995
13~14	1,023	996
14~15		851
15~16		748
16~17		645
17~18		565
18~19		522
19~20		524
20~21		484
21~22		476
22~23		417
23~24		450
計		15,644



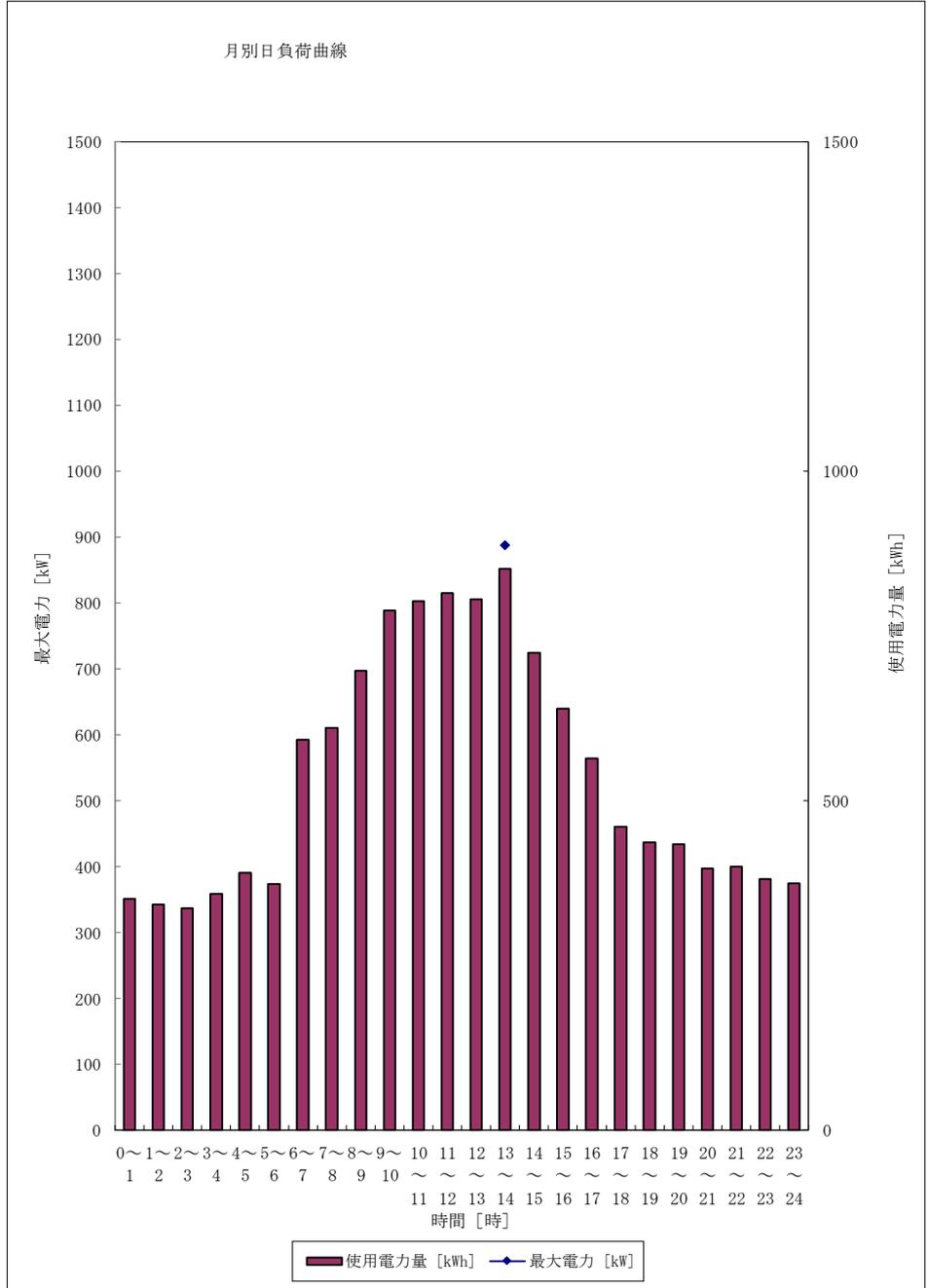
別添資料-11(直近12月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	12月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		456
1~2		468
2~3		471
3~4		488
4~5		549
5~6		494
6~7		698
7~8		709
8~9		765
9~10		864
10~11		854
11~12		873
12~13		840
13~14	931	905
14~15		853
15~16		751
16~17		658
17~18		522
18~19		493
19~20		491
20~21		453
21~22		440
22~23		412
23~24		410
計		14,917



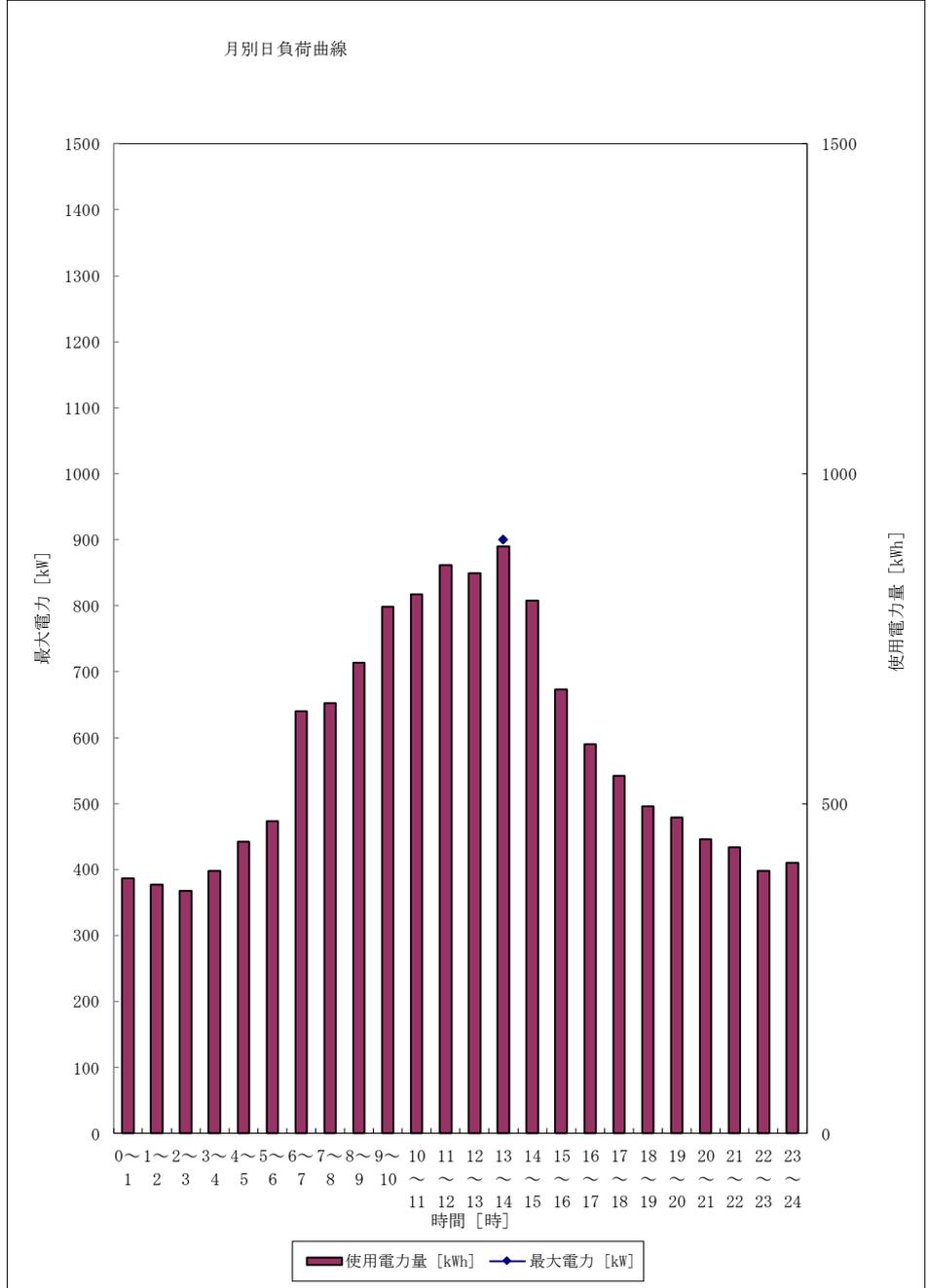
別添資料-12(直近1月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	1月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		351
1~2		343
2~3		337
3~4		359
4~5		391
5~6		374
6~7		593
7~8		611
8~9		697
9~10		789
10~11		803
11~12		815
12~13		806
13~14	887	852
14~15		725
15~16		640
16~17		564
17~18		461
18~19		437
19~20		434
20~21		397
21~22		400
22~23		381
23~24		375
計		12,935



別添資料-13(直近2月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	2月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		387
1~2		377
2~3		368
3~4		398
4~5		442
5~6		473
6~7		640
7~8		652
8~9		714
9~10		798
10~11		817
11~12		862
12~13		849
13~14	900	890
14~15		808
15~16		673
16~17		590
17~18		542
18~19		496
19~20		479
20~21		446
21~22		434
22~23		398
23~24		410
計		13,943



別添資料-14(直近3月の最大需要電力を記録した日の日負荷曲線)

時	3月	
	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]
0~1		410
1~2		401
2~3		397
3~4		410
4~5		469
5~6		476
6~7		617
7~8		637
8~9		699
9~10		804
10~11		819
11~12		860
12~13		850
13~14	912	902
14~15		873
15~16		705
16~17		648
17~18		530
18~19		467
19~20		473
20~21		436
21~22		432
22~23		392
23~24		412
計		14,119

